

「安曇野市屋外広告物条例」の改正に関する意見等の募集について

市では、「安曇野市屋外広告物条例」の改正を検討しています。

近年、全国的に屋外広告物の事故が発生していることから、屋外広告物の安全管理を推進し、屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、条例の改正を検討していくものです。

また、許可証について、現在はシール形式で発行し、許可した広告物へ貼り付けるよう義務付けていますが、広告物の設置場所や、形状の多様化により、貼り付けが困難な場合が多いため、実情に合わせて、貼り付け義務を緩和し、書面形式の許可証へ変更します。

この条例改正についての意見等を募集します。

●募集の対象となるもの

市内在住・在学・在勤者 または市内で事業等を行う個人や団体

●事案の公表の方法

- ・ホームページへの掲載
- ・市掲示場への掲示
- ・建築住宅課窓口（本庁舎2階15番窓口）及び各支所における閲覧）

●意見等の提出方法

意見、提言等を任意の様式で、日本語で記載してください。また、氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号、勤務場所等の当該意見等を提出したものを特定できる事項を記載してください。提出の方法は以下のいずれかの方法をお願いします。

なお、必要事項の記載がない場合や、以下のいずれかの方法によらない場合は、「意見等の提出」として受けられません。

- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール
- ・建築住宅課窓口（本庁2階15番窓口）及び各支所への直接書面による提出

郵便・ファクシミリ・電子メールの宛先

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

都市建設部建築住宅課建築景観係

ファクシミリ番号：0263-72-3569

電子メールアドレス：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp

●意見等募集期間

令和4年10月24日（月曜日）から令和4年11月24日（木曜日）

●意見等の募集結果の公表

提出された意見等の結果は内容を取りまとめ、市の考え方と共に公表します。個々の意見等に対して直接の回答はしませんのでご了承ください。

●お問い合わせ先

都市建設部建築住宅課建築景観係

電話番号：0263-71-2242（直通）

ファクシミリ番号：0263-72-3569

電子メールアドレス：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp

「安曇野市屋外広告物条例」の改正の概要について

第1 改正の趣旨

市では、「安曇野市屋外広告物条例」の改正案を検討しています。

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、事故が発生していることから、国のガイドラインに基づき、屋外広告物の安全点検を義務付ける条例改正を行います。また、現在シール形式で発行している許可証を書面形式へ変更します。

第2 改正条例案の概要

1 安全点検の義務化

経年劣化により、屋外広告物の安全性が損なわれることを防止するため、5年に1度の許可更新時に、任意で行っていた管理者による安全点検を義務化し、許可更新申請の添付資料として安全点検報告書の提出を義務付ける。

2 許可証の形式変更

現在、安曇野市では、屋外広告物の許可時に許可証としてシールを発行し、該当広告物へ張り付けるよう義務付けている。しかし、広告物の形状や設置位置により、シールの貼り付けができない実情がある。許可した屋外広告物については全て台帳上で管理できているため、シール形式から書面形式へ変更する。

第3 施行期日

令和5年4月1日（予定）

安全点検義務化のみ附則により、令和5年10月1日（予定）

条例改正イメージ

第1 定義等

第2条に次のとおり定義規定を設けます。

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2 安全点検の義務化

広告物の管理義務、管理者の設置を明文化し、安全点検の義務化を定めます。

第●条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、当該広告物等を良好な状態に保持することに努めなければならない。

第●条 許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

第●条 広告物の所有者等は、当該広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 前項の点検のうち規則で定める屋外広告物等に係るものは、規則で定める者に行わせなければならない。

第3 許可証

現在、シール形式で発行している許可証について、書面の許可証に変更します。

第●条 市長は、屋外広告物の許可又は変更等の許可の可否について、その者に対し、規則に定めるところにより、書面を交付するものとする。

第4 手数料

手数料条例に基づき、許可手数料の納付が必要である旨を明文化します。

第●条 この条例の規定による許可（変更等の許可、許可の更新を含む。）を受けようとする者は、安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。